

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第6号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年6月2日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定め和解することについて

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

令和5年4月1日午後7時51分頃、幕別町字途別538番地先路上の町道依田9線において、相手方が運転する車両が幕別方面から帯広方面へ西進中、当該道路約20メートルの区間に生じていた深さ約5センチメートルから10センチメートルの陥没穴を通過した際に、助手席側の前輪タイヤ1本及びホイール1個を損傷する物的損害が生じたことから、過失割合（町50%、相手方50%）により計算した額を損害賠償として相手方に支払い、和解するものである。

2 損害賠償額

82,228円

3 損害賠償及び和解の相手方

帯広市在住の方

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。